



～河合町ふるさと納税～

ふるさと納税お礼品ご協力に関する説明会

町へふるさと納税としてご寄付いただいた方に対して、お礼品を提供可能な事業者を募集します。ふるさと納税の仕組み、自社製品を全国の方にPRできることから新たな販路拡大に繋がるメリットなどについて説明会を開催しますので、奮ってご参加ください。

- と き** 2月16日(金) 午後7時～
2月17日(土) 午後3時～
(いずれも同様の内容 各回1時間程度・各回定員30名程度)
- と ころ** 河合町商工会館 2階会議室(池部1丁目2番12号)
- 対 象** 既存/新規 お礼品協力事業者
事業所・生産拠点・サービスの提供が町内にある法人・団体・個人事業主(くわしくは、町ホームページで確認してください)
- 申し込み** 二次元コードを読み込み、フォームから申し込んでください。
- 申し込み期限** 2月12日(月)
- 問い合わせ** 政策調整課 ☎内線 214



消費生活相談室

不用なお皿の買い取り のはずが、貴金属も 強引に買い取られた!

—訪問購入のトラブルが増えています—

よくある相談の例

断つてもしつこく居座られ、二束三文で貴金属を買い取られてしまった。自宅に電話があり、「寄付のために不用品を買い取っている」というので、靴や服を用意した。翌日購入業者が来て、用意したものは全て引き取ってもらった。しかしその後「貴金属はないか」と言われ、「ない」と何

度も断つたが、査定だけでもさせて欲しいと言われ、何点か貴金属を見せた。すると全部で約1万円で購入すると言っているので断つたが、長時間居座られ、強引に契約書にアクセサリー一式と記入され、買い取られてしまった。その後しばらくして冷静になり1万円は安いと思うようになった。取り戻したい。(60歳代女性)



消費者へのアドバイス

- ★購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう
- ★突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう
- ★事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう

★買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう

★購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう

★8日間のクーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます(独国民生活センターHPより)

消費者ホットライン

局番なしの「**1188**」最寄りの消費生活センターや相談窓口につながります。

河合町・上牧町消費相談窓口

河合町 ☎57-0200	上牧町 ☎76-1001
月曜日 午後1時～5時	河合町役場
火曜日 午後1時～5時	上牧町役場
木曜日 午前9時～午後1時	上牧町役場
金曜日 午前9時～午後1時	河合町役場